事例No.	1601
公表年度	R3
団体の属性	一般市
団体名	埼玉県和光市

事例区分	DX

タグ	・ICT ・（行政改革）業務の効率化 ・組織改革

事例種類	働き方改革の取り組み

事例内容・タイトル

デジタルトランスフォーメーションの取組を通じた業務効率化～押印・署名の見直しなどについて～

出典

地方公務員月報（令和４年２月号）

和光市

デジタルトランスフォーメーションの取組を通じた業務効率化～押印・署名の見直しなどについて～

和光市企画部政策課　企画調整担当統括主査　公認会計士
山本享兵

1. 和光市のデジタルトランスフォーメーションの推進について

令和二年四月から五月にかけて発出された新型コロナウイルス感染症に関連した緊急事態宣言を通じて、それまでには考えられなかったような人と人との接触を制限しなければならない状況に直面することになりました。

こうした状況を受けて、全国的にオンライン会議システムの活用やテレワークの推進など様々なデジタルトランスフォーメーションが進みましたが、本市においても、オンライン申請機能を実装した和光市ＬＩＮＥ公式アカウントを開設するなど、デジタル化の取組が大きく進展することになりました。

その後も、社会全体でのデジタル化の機運が高まり、令和二年一二月には、内閣府が「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」、総務省が「自治体ＤＸ推進計画」を策定し、本市としても改めて本腰を入れてデジタルトランスフォーメーションの取組を推進していく必要性に迫られました。

そこで、令和三年二月には、和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部（以下、「ＤＸ本部」という）を設置し、全庁的にデジタルトランスフォーメーションを推進することとしました。ＤＸ本部では、本稿で主にご紹介する押印・署名の見直しの取組のほか、マイナンバーカードの普及・促進や行政手続きのオンライン化の推進、テレワークの推進、デジタルトランスフォーメーションに関する職員提案の検討などを行っています。

2. 押印・署名の見直しの取組の必要性

新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった

状況においても、安定的な行政サービスを提供していくためには、非対面型での行政サービスを充実させていくことが必要になります。しかしながら、各種申請書に押印や署名を要する場合には、オンラインで事務を完結することが難しいため、押印・署名の見直しを行うことが必要となります。

また、内部事務などを含め、これまで慣行として押印の手間をかけていた事務について、これを機会に押印不要とする取り扱いにすることが出来れば、職員の業務効率の改善に資すると考えました。

令和二年一二月一八日には、内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が発出され、押印・署名の見直しの取組を行うにあたっての拠り所が得られたことを受けて、一気呵成に全庁的に押印・署名の見直しを進めていくべく、DX本部にて「和光市押印・署名見直し方針（以下「見直し方針」という）を策定し、見直しの取組に着手しました。

3. 押印・署名の見直しの取組の進め方

令和三年二月一七日のDX本部第一回会議で承認された見直し方針に基づき、全庁的に押印・署名の見直しの取組を進めるよう依頼を行いました。

依頼に先立ち、例規データベースに格納されている条例や規則、

和光市押印・署名見直し方針

制定　令和３年　２月２２日　市長決裁

目的

市民や職員が、可能な限り、デジタル的手段で処理を完結できる環境を整備すること

準拠する国の指針

地方公共団体における押印見直しマニュアル
（内閣府　令和２年 12 月 18 日）

規則又は要綱に定める様式について

○市民等が提出する様式　⇒　原則として記名（※）のみ
○市が交付する書類　⇒　原則として公印省略
上記以外の取り扱いとする場合は、理由を明らかにする

※氏名を記載すること（手書き、電子的方法のいずれでも許容される方法）

会計手続に関する押印

○契約書・協議書・覚書等については押印を存続する
○紙入札の入札書については押印を存続する
○請求書・見積書含めその他は押印省略を可とするが、その場合は、代替的な手段により真正性を担保すること

その他の押印・署名

○文書規程に基づく決裁印等は今後の課題とする
○そのほかは、法令の定めがある場合等、特段の理由がある場合を除き、押印・署名を記名のみに改め、デジタル的手段で完結することができる事務フローに見直す

要綱などで押印が求められている見直し対象様式の洗い出しについては、とりまとめ部署である政策課にて行いました。取組にあたっての各部署の負担を軽減するとともに、可能な限り漏れなく見直しを行うためです。

全庁照会においては、見直し方針を示した上で、押印・署名を存続するものについて、その理由の回答を求めました。見直し方針においては、押印・署名を不要とすることを原則としているため、例外的なものについて説明責任を求めることで、踏み込んだ見直しとすることを狙いました。また、押印・署名を存続する場合には、令和三年四月二二日のDX本部第二回会議での承認を要することとしたため、より緊張感を持って見直しを進めることができました。

その結果、例規データベースから洗い出した様式の約八一％の押印・署名を見直すことができました。

押印・署名の手続きの多くは、規則や要綱などで定められていたため、基本的には、内部決裁のみで改正手続きは完了しますが、条例で定められた手続きについては改正にあたっては議会の議決を要するため、令和三年和光市議会九月定例会にて一括して改正案を上程し、議決をいただいています。

4．業務効率化の観点から工夫した点

（1）見直し方針を定めたこと

押印・署名の見直しにあたり、前述の見直し方針を定めましたが、方針を定めることで、庁内のあらゆる部署が関連するとともに、対象となる行政手続の量も膨大であるなか、全ての部署で一定の品質を満たした改革を行うことに役立ちました。

そうした効果のほか、方針として定めることで、将来にわたっての例規整備上の指針とする効果があります。

すなわち、今後、特段の理由もなく押印を求める行政手続が新設されることが回避でき、押印・署名の見直しによる業務効率化の効果を持続的なものとする効果も期待されます。

（2）押印だけではなく署名も見直しの対象としたこと

今回の取組は、ハンコをなくすことが目的ではなく、市民や職員が、可能な限り、デジタル的手段で処理を完結できる環境を整備することが目的です。

こうした観点では、押印がなくなったとしても、署名が必要な場合には、デジタル的手段で処理が完結せず、当初の目的が達成されません。

そこで、押印・署名については、「原則として記名のみ」への見直しとしました。記名というのは、氏名を記載することであり、手書き、電子的方法のいずれでも許容される方法です。

このように、デジタル的手段で処理を完結できる環境を整備することで、各種申請のオンライン化を進めやすくし、市民の利便性の向上や職員の業務効率の改善につなげました。

（3）公印の見直しも対象に加えたこと

市民や事業者が市に提出する書類の押印・署名の見直しに加えて、市から交付する書類についても押印見直しの対象としました。

公印については総務部門で管理しており、公印の押印が必要な場合には、書類の発出のたびに自部署と総務部門を行ったり来たりする手間が生じていました。公印の見直しも行うことで、こうした手間を削減することができ、業務効率を改善させることができました。

（4）内部事務における押印も対象に加えたこと

これまで、法令や規則による定めがないにもかかわらず、過去からの慣習によって押印・署名が求められていた事務などもありました。例えば、内部事務において、他部署に何かを依頼する書類に、自部署の課長が個人印を押して提出するといったものです。

こうした押印については、ペーパーレス化の阻害要因になりますし、原本提出のために部署間を往復する手間や押印済みの原本をコピーして自部署に保管する手間など、事務効率を下げる要因と

なっていました。

こうした内部事務における見直しについては、法令に定めがある場合等、特段の理由がある場合を除き、押印・署名を記名のみに改めることを求めましたが、その結果、多くの内部事務上の提出書類で押印が不要となりました。

5．今後の課題について

今回の押印・署名の見直しの取組については、事務手続きの進め方に関する解釈の見直しによって改善できる範囲の内容に留まっています。例えば、決裁手続きなどにおける電子決裁の導入などの一定のシステム投資が必要な取組については、今後の課題として位置付け、今回の取組の対象外としています。

このコロナ禍において、官民問わずデジタルトランスフォーメーションが進展しており、技術革新を踏まえたデジタルトランスフォーメーションをさらに進められる社会環境が整いつつあることから、本市においてもさらなるデジタルトランスフォーメーションを進めていくことにより、業務効率化を図っていく必要があるものと考えています。

また、今回の押印・署名の見直しにより、実際にデジタル的手段で処理を完結した事務の比率を高めていくためには、押印・署名が見直された事務についてオンライン申請の仕組みを導入していくことが必要です。これについては、先述した和光市ＬＩＮＥ公式アカウントのさらなる活用などを含め、さらなる推進が必要であると考えています。

厳格な本人確認が必要な手続きについても、普及・促進を進めてきたマイナンバーカードの公的個人認証などを活用し、より多くの市民が来庁をともなわず様々な手続きを完了できる環境を整えていくべきであると考えています。

令和三年九月には、国では、新たにデジタル庁が設置され、国を挙げたデジタルトランスフォーメーションが引き続き進められています。本市におきましても、そうした状況を好機と捉え、引き続き、デジタルトランスフォーメーションの取組を通じた業務改善を進めていければと思います。